



18 調都街発第 1960001 号の 2

平成 19 年 1 月 11 日

東京都知事

石 原 慎太郎 様

調布市長 長 友 貴 樹



東京都市計画道路の変更について（回答）

平成 18 年 10 月 12 日付 18 都市基街第 283 号で照会のあった東京都市計画道路（東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線。以下「外環」という。）の変更については、構造形式を地下式とすることで地上への影響を比較的小さくした計画であり、一定の評価をする。しかし、外環の整備により市民生活に与える影響が懸念される。

このことから、標記都市計画道路の変更については、別紙の意見を付したうえ、原案のとおり了承する。

以上

添付書類

市の意見の趣旨

## 付 帯 意 見

- 1 インターチェンジへのアクセスを含む周辺道路を整備し、生活道路への通過交通の流入を排除するなど、安全で快適な交通環境を実現すること。
- 2 外環、中央自動車道及び仙川に囲まれた地域（いわゆる三日月地域）においては、掘割部の蓋<sup>ふた</sup>掛けや環境施設帯など地上部の有効活用を図り、地域コミュニティの分断を最小限に留めること。
- 3 地上部の活用にあたっては、周辺環境との調和を図り、良好な景観形成に努めること。
- 4 外環の事業実施に際しては、十分な安全対策及び環境対策を行い、周辺住民の理解を求めること。
- 5 周辺道路の交通量や大気質等の環境については、事後調査を実施し、事前に予測し得ない状況が生じた場合には、調布市及び周辺住民と十分協議のうえ必要な対策を講じること。
- 6 外環の構造形式が地下式（大深度地下）であることから、災害時の避難や換気などの設備を適切に配置し、総合的な防災対策及び環境対策に万全を期すること。
- 7 外環の当初決定における調布都市計画道路3・4・1号線との乗り降り構造については、三鷹都市計画道路3・4・13号線支線1、支線2とあわせて検討すること。
- 8 都市計画線内の建築制限により、生活設計に支障のあった地権者については、引き続き、生活再建救済制度により適切に対応すること。また、既に取得している土地の利用については、市の意向を踏まえ、有効活用を図ること。

平成19年 1月11日

調 布 市

### 市の意見の趣旨

東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線（以下「外環」という。）は、首都圏における交通渋滞の緩和や、円滑な交通ネットワークの形成による物流の確保など、交通環境の改善に資する環状道路であり、交通利便性の向上や経済活性化など広域的な観点から、有用性は高いと認識している。

外環の都市計画変更案は、従来の嵩上式から大深度を利用した地下式とし、インターチェンジをジャンクションとの一体構造とするなど、地上への影響を比較的少なくした計画であり、一定の評価をする。しかし、外環の整備により、インターチェンジ周辺の道路整備、三日月地域における地域コミュニティの分断など、市民生活に与える影響が懸念される。

このため、本市として憂慮している次の事項について、十分な対応を願いたい。

1 東八インターチェンジの設置により、市域においては、調布都市計画道路3・4・1号線（国道20号線）など幹線道路から、生活道路への通過交通の流入が危惧される。このため、インターチェンジへのアクセス道路を含む都市計画道路4路線（調布都市計画道路3・4・9号線、調布都市計画道路3・4・10号線、調布都市計画道路3・4・17号線及び調布都市計画道路3・4・18号線）を整備し、交通を適切に分散することで生活道路への通過交通の流入を防ぐことが重要であり、防災性向上の観点からも基盤整備の充実を図る必要があることから、安全で快適な交通環境の実現を求めるものである。

2 外環、中央自動車道及び仙川に囲まれた地域（いわゆる三日月地域）に

においては、地域分断による影響が懸念される。このため、掘割部をできる限り蓋掛<sup>ふた</sup>けし、環境施設帯とあわせて一体的な土地の有効活用を図ることが重要であり、生活動線を確保し、公園や緑地など開放されたオープンスペースを創出するなど、地域コミュニティの分断を最小限に留めるよう求めるものである。

3 中央ジャンクション付近においては、高架式の連結路（ランプ）や換気所など、構造物による圧迫感や景観への影響が危惧される。このため、環境施設帯での高木の配置や構造物の壁面緑化などにより周辺環境との調和を図り、構造物の色彩、形状などについて十分考慮するなど、良好な景観形成に努めるよう求めるものである。

4 長距離トンネルとなる外環の特殊性から、工事の長期化による市民生活への影響が危惧される。このため、生活動線の確保とともに工事用車両の競合運転を回避するなど、十分な安全対策や環境対策を努めるよう求めるものである。また、工事の内容及び作業状況等についての十分な情報提供を行うなど、周辺住民に対する積極的かつ丁寧な対応を求めるものである。

5 外環整備による幹線道路などの交通量の変化、大気質、騒音、振動及び地下水など自然環境への影響が懸念される。このため、十分な環境調査やモニタリング調査を実施し、予測評価時における各種対策の効果を確認することを求めるものである。また、事前に予測し得ない状況が生じた場合には、迅速な情報の提供を行い、調布市及び周辺住民と十分協議するとともに、早期に適切な対策を講じるよう求めるものである。

6 外環は、大深度地下による長距離トンネルであることから、トンネル内での災害時の避難など安全性の確保が懸念される。このため、これまでのトンネルに関する技術基準などに留まらず、起こりうる様々な状況を想定し、避難設備や換気設備を適切に配置するなど、総合的な防災対策及び環

境対策を求めるものである。

7 調布都市計画道路3・4・1号線と外環本線は、三鷹都市計画道路3・4・13号線支線1、支線2及び付属街路により乗り降りできる構造として立体交差が計画されていることから、調布都市計画道路3・4・1号線についても、多摩地域における都市計画道路の整備方針において要検討路線（外環が地下化された場合に検討が必要な路線）と位置付けられている三鷹都市計画道路3・4・13号線支線1、支線2とあわせた検討を求めるものである。

8 都市計画線内の建築制限により、生活設計に支障があった地権者については、生活再建救済制度の活用など、できる限り要望に応えるよう求めるものである。また、既を取得している土地については、市が進めるまちづくりにおいて重要な地域もあることから、その利用については、市の意向を踏まえ、有効活用を図ることを求めるものである。

以上